

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和5年7月)

1. 開催日時 令和5年7月25日(火)
午後1時30分から午後2時23分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 16人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南 蘭 恵志		

4. 欠席委員 3人(2番 山口博史 3番 野上功子 14番 近藤清)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 13人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 3人(山口泰範 梶川晴雄 吉田健)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第25号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について
- 第5 報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について
- 第6 報告事項(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 第7 報告事項(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

- 第8 報告事項(4)農地の転用事実に関する照会について
第9 報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生
局長補佐 原田裕充
主査 森本佑治

8. 議事進行

- 事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年7月吉野川市農業委員会総会を開会致します。
本日は、2番山口委員、3番野上委員、14番近藤委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。
本日の出席委員は、19名中、16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。
また、農地利用最適化推進委員13名にも本日出席いただいております。
それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。
- 会 長 (会長挨拶)
- 議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。
(異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、8番、河野委員、9番、川端委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件
議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 7件
議第25号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について
報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について
報告事項(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告事項(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(4)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。
- 議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ま

すよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長 それでは、議第23号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

 まず最初に、議第23号1番の売買による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

 申請地の所在は、鴨島町内原字十王堂、地目は台帳、現況共に畑、面積は、1, 266㎡です。譲渡人は市外在住のため、申請地では草の管理だけをしている状態でしたが、申請地の隣地を所有する譲受人から譲渡人に話があり、売買に至ったとのことです。譲受人は隣地と同様に野菜を作付けするようです。

 農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚です。譲受人は会社を退職されて、この近くの外の農地も耕しておられて何ら問題はございません。よろしく、ご審議お願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第23号1番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第23号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第23号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第23号2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

- 事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。
申請地の所在は、川島町三ツ島字水沼野、地目は、台帳、現況共に畑、面積は139㎡です。譲渡人の住居は申請地から離れていることもあり管理に苦慮していました。申請地近くに住み、親戚でもある譲受人に相談したところ、売買の話がまとまったようです。譲受人は申請地を家庭菜園として葉物野菜を作るそうです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 5番 5番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございます。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第23号2番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第23号2番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第23号2番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議第23号3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 3番でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、山川町西ノ原、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,287㎡です。譲受人は、申請地を以前から借り受け耕作していましたが、数年前に申請地を相続した県外在住の譲渡人から相談があり、売買の話がまとまったとのことです。譲受人はこれまでどおり、水稻とブロッコリーを作付けする見込みです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

- 10番 10番、原です。譲渡人は県外在住の方で、申請地の管理に非常に困っていたところに売買の話があがりまして、所有権移転ということになりました。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第23号3番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第23号3番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議長 異議なしということでございますので、議第23号3番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議長 続きまして、議第23号4番の贈与による所有権移転、5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 4番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳が田、現況が畑、面積は520㎡です。譲渡人と譲受人は兄弟であり、県外在住の譲渡人に代わり、これまでも雑草等の管理を譲受人が行ってきました。この度の贈与にあたり、譲受人は申請地に柑橘類を作付けするとのことです。
- 事務局 続きまして、5番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳が田、現況が畑、面積は644㎡です。譲渡人は市外在住で、長年申請地の管理に困っていました。申請地隣地に住む譲受人の祖父が過去には草を刈ったこともあり、協議の結果、今回売買の話がまとまったようです。取得後は、葉物野菜を作付けするとのことです。
- 議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 19番 19番、南園です。事務局の説明のとおりなんですが、若干補足説明をいたします。4番ですが、先ほどもありましたとおり、ご兄弟でありまして、弟さんが県外在住、退職したら帰ってくるということで相続した土地を所有

していましたが、もう帰ってこないということになり、お兄さんの方へ贈与するとのことで何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。5番ですが、申請地は長期間、耕作放棄地となっていました。隣地に住む譲受人へ売却するというので、この点につきましても問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第23号4番の贈与による所有権移転、及び5番の売買による所有権移転につきましては、許可について特に問題はないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第23号4番及び5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第23号4番及び5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは第24号1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、鴨島町上浦字梅市、地目は、台帳、現況共に田、面積は783㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、営農経験が乏しく、管理に困っており、この度、太陽光発電設備建設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル126枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を株式会社エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,050万円を予定しています。

土地の造成については、不陸整正後に転圧する予定で、雑草管理として、年3回以上の適宜草刈りを実施します。土地の境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から0.5m以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

- 議 長 本日欠席されていますが、担当の野上委員から、現地調査の結果について事前に連絡があったそうです。事務局からお願いします。
- 事務局 野上委員からは、現地調査の結果、今回の申請内容については特に問題は無いとのことでございます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第24号1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第24号1番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第24号1番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして議第24号2番の、使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 2番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、鴨島町内原字大道南、地目は、台帳、現況共に畑、面積は411㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、借人夫婦は、現在市外在住ですが、妻の実家の隣地である実父所有の申請地を借り受け、居宅を新築する計画のようです。申請地には、木造平屋建て住宅、建築面積118.39㎡を建築する計画で、事業費は借入資金3,500万円を予定しています。
土地の造成については、近隣との境界線に擁壁を施工し、表土30cmをすき取った後、山土により盛土、転圧し、市道との高さ調整を行うとのことですので、土砂等の流出はありません。給排水については、市上下水道を使用します。雨水排水についても雨水枡に集水し、市道側溝へ放流しますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 18番 18番、大塚でございます。先般、事務局と共に現地確認をした結果、借人は、貸人の娘婿にあたり、配偶者の実家の隣地に家を建てるということで、別段何も問題ございません。よろしく、ご審議の程お願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第24号2番、使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第24号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第24号2番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして議第24号3番の、使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、山川町宮島、地目は、台帳、現況共に田、面積は621㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

借人は数年前から実家で親と同居していますが、今回、実家近くの実父所有の申請地を借り受け、居宅を新築する予定です。申請地には、木造2階建て住宅、建築面積61.27㎡を建築する計画で、事業費は借入資金1,800万円を予定しています。

土地の造成については、近隣との境界線には既に擁壁があり、表層を山土に入れ替え、地盤を固め整地するとのことで、土砂等の流出はありません。給水については、市上水道を使用し、排水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに市道の側溝へ放流するとのことで、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、藤川でございます。今、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。先般、事務局と一しよに現地確認をいたしました。貸人は現在、農業を縮小している状態で、息子さんは両親と同居中ですが、車が増え駐車スペースも不足しており、自分の家を建てることとし、実家に近い親の土地を利用したいとのことです。何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第24号3番、使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第24号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第24号3番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして議第24号4番の、贈与による駐車場への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、山川町中須賀、地目は、台帳、現況共に畑、面積は187㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。始末書の提出がございます。

(始末書を読む)

ただいま読み上げました始末書のとおり、申請地は農地ではありますが、転用許可を得ることなく、以前から一部を駐車場として利用されていたようです。手続きが完了していないことが判明し、事後にはなりますが、今回、贈与による所有権移転と駐車場への転用についての許可申請書の提出がありました。

申請地の一部は、譲受人の実家の近くで自分や家族の駐車場として、また、譲受人は自動車板金業を営んでいることから預かり車両の駐車スペースとして、既に石畳を敷き詰め利用されています。その他の部分も今回、不陸整正後に山土で盛土後転圧を施しますが、道路の法面や既存擁壁があり、土砂の流出の恐れはありません。取水及び排水は発生せず、雨水は浸透式で処理されることとなります。以上のことから、周辺農地等への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、始末書のとおりの内容につき、追認許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 9番、川端でございます。事務局と一緒に現地確認をした結果、約20年前から駐車場として使っていたということで、現状問題等出ておらず、追認許可もやむを得ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第24号4番、贈与による駐車場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第24号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第24号4番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして議第24号5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、山川町湯立、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,103㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
譲渡人は、営農経験に乏しく、協力者もないことから、管理に困っていた申請地を、土地の有効利用の観点から太陽光発電設備建設用地として譲り渡すことになったようです。
計画概要は、太陽光パネル192枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1,400万円を予定しています。
土地の造成については、不陸整正後に転圧する予定で、雑草管理として、年3回以上の適宜草刈りを実施します。土地の境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から0.5m以上離して設置する計画です。
取水及び排水は発生せず、雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

議 長 ただ今の説明に関連して、7番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7番 7番、安部でございます。現地調査を行った結果、特に問題ないと思います。業者の方から近隣住民にも既に説明を行っているようです。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第24号5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第24号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第24号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして議第24号6番及び7番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、山川町季邦、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,834㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。
譲渡人は、農地を相続したものの仕事が忙しく、管理に手が回らなく困っていた申請地を、土地の有効利用の観点から太陽光発電設備建設用地として譲り渡すことになったようです。
計画概要は、太陽光パネル170枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を株式会社エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,250万円を予定しています。
土地の造成については、不陸整正後に転圧する予定で、雑草管理として、年3回以上の適宜草刈りを実施します。土地の境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から0.5m以上離して設置する計画です。
取水及び排水は発生せず、雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

事務局 続きまして7番でございます。位置図については、資料10です。
申請地の所在は、山川町翁喜台、地目は、台帳、現況共に田、面積は759㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。
譲渡人は、県外在住であり、管理に手が回らなく困っていた申請地を、土地の有効利用の観点から太陽光発電設備建設用地として譲り渡すことになったようです。
計画概要は、太陽光パネル147枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1,300万円を予定しています。
土地の造成については、不陸整正後に転圧する予定で、雑草管理として、年3回以上の適宜草刈りを実施します。土地の境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から0.5m以上離して設置する計画です。
取水及び排水は発生せず、雨水については、地下浸透させる計画であ

り、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

議 長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原でございます。6番については、隣地も太陽光発電施設建設用地として許可されておりまして、今回についても特に問題ないと思います。7番も同様です。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第24号6番及び7番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第24号6番及び7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第24号6番及び7番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第25号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に関する意見についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書送付時に同封しました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」とタイトルがついたA4の資料をご覧ください。

資料にありますとおり、当市において育成すべき農業経営体の目標の設定や農業経営の指標などを示した基本的な構想がありまして、今回、令和5年4月に施行された「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴い、徳島県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が変更され、本市の基本的な構想をそれに沿った内容に変更するものとなっています。農業経営基盤強化促進法施行規則により、市町村が構想を定めるときには農業委員会と農業協同組合の意見を聴かなければならないと定められているため、今回の諮問となりました。

主な変更点は

目標として、「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画に沿ったDX(デジタルトランスフォーメーション)・GX(グリーントランスフォーメーション)の実現など」が追加されています。

令和6年度末までの策定が義務づけられており、両委員の皆様にもご協力いただきます地域計画については、「市は地域計画の策定に当たっ

て県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら適切な進捗管理を行うこととし、その地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。」とされています。

農業を担う者の確保及び育成に関する事項には、就農希望者等に対して市は各団体と連携して様々な取り組みをすることが定められていますが、農業委員会は、県農業会議、農地中間管理機構とともに農地等に関する相談対応、情報提供、照会、あっせんを行うことが明記されました。

いずれも、法改正や徳島県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」変更に沿ったものとのことです。

説明は以上になります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、議第25号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

15番 15番阿部です。この強化の促進に関する基本方針ですが、今、吉野川市の農家の抱えている課題について全く反映されていないと思うんですよ。後継者不足とかで農業を続けられないっていう部分もあるんですが、吉野川市の農家の大半が兼業農家なんです。兼業農家で後継者がいない。そんな農家が、今ある農業機械を更新しようとした時に、更新にかかる経費が膨大すぎて、結局そこで農業をあきらめる、離農する、そういうことになってきていると思うんですよ。そのあたりが全く反映されていないということで、ここで農業委員会としてどうこういう話ではないとは思いますが、そういう部分についても、また機会があれば、市、県、国に対して意見することも必要だと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長 外にご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第25号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第25号につきましては、承認されました。

議 長 次に、
報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について
報告事項(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告事項(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(4)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

- 事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について、をご報告致します。
議案書の4頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料11です。
取消届出地の所在は、鴨島町山路字宮ノ南、地目は、台帳、現況共に畑、面積は317㎡でございます。本件は、令和5年7月3日付け農地法第5条の規定による許可を得ていましたが、令和5年7月10日に、取消願いが提出され、取消理由、解約により、許可の取消しを行ったものでございます。令和5年7月11日付けで、許可の取消に係る通知書を送付致しました。
- 事務局 ○報告事項(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、をご報告致します。
この件につきましては、市街化区域内の農地について、転用する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。
議案書の5頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料12です。
所在は、鴨島町鴨島字西郷、地目は、台帳、現況共に畑、面積は66㎡でございます。転用目的は、宅地の拡張でございます。令和5年6月16日に届出が提出され、同日で受理、令和5年6月22日にその旨を通知しました。
- 事務局 ○報告事項(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。
この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。
議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料13です。
所在は、鴨島町喜来字知恵島境、地目は、台帳、現況共に田、面積は400㎡でございます。転用目的は、売買による住宅用地でございます。令和5年7月5日に届出が提出され、同日で受理、令和5年7月12日にその旨を通知しました。
- 事務局 ○報告事項(4)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。
この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。
議案書の7頁をご覧下さい。
1番でございます。位置図については、資料14です。
照会地の所在は、川島町山田字北原、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,370㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年7月6日付けで回答したものでございます。

事務局	○報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。 議案書の8頁をご覧ください。 今回ご報告致します件数は、1件1筆で、利用権設定の使用貸借権の合意解約でございます。 以上でございます。
議 長	報告事項(1)から(5)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。 最後に、その他について、事務局の報告を求めます。
事務局	同日配布した「農業委員会業務必携」、「コンプライアンスについてのリーフレット(信頼される農業委員会であるために)」について説明
議 長	それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。 委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。 以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。
閉 会 (終了時刻 午後2時23分)	

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記